

丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成30年6月12日

丸亀市監査委員 山本 一 清  
同 横川 重 行

- 1 措置を講じた部局  
丸亀市  
丸亀市モーターボート競走事業  
丸亀市教育委員会
- 2 監査実施日及び監査の種類  
平成29年7月18日から平成30年2月14日まで  
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日  
平成30年3月22日
- 4 措置通知年月日  
平成30年5月25日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容  
別紙のとおり

平成 29 年度監査の結果に関する  
報告に基づき丸亀市長等が講じ  
た措置の通知内容

平成 30 年 6 月

丸 亀 市 監 査 委 員

# 目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

## 監査結果指摘事項

各課共通	総務部	行政管理課	1
各課共通	総務部	財務課	2
各課共通	会計課		3
個 別	市長公室	広聴広報課（市長公室 秘書広報課）	
個 別	都市整備部	住宅課（総務部 公共施設管理課）	4
	健康福祉部	福祉課	
	健康福祉部	保険課	
個 別	生活環境部	市民課	5
	生活環境部	環境安全課	
	都市整備部	都市計画課	
個 別	産業文化部	産業観光課（産業文化部 産業振興課）	6
	産業文化部	産業観光課（産業文化部 文化観光課）	
個 別	産業文化部	農林水産課	7
	教育委員会	図書館	

## 監査結果意見

各課共通	総務部	財務課	8
学校共通	教育委員会	学校教育課	9
個 別	市長公室	職員課	
個 別	ボートレース事業局	営業課	10
	議会事務局		

## 平成29年度監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

### 1. 指摘事項

総務部 行政管理課

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘 各課 共通	<p>【公文書の保存管理について】</p> <p>歴史的公文書の認定及び保存については、市民生活や市行政の推移が歴史的に跡付けられる公文書として、丸亀市公文書管理規程第63条の2により平成28年6月21日から施行されており、それらの選定に当たっては公文書の保存や廃棄手続きの事務処理が重要となっている。今年度は、第23条に規定する起案用紙（様式第5号）に記載される情報公開・ファイリング・保存期間の欄の記載について監査したところ、全く記載がないもの、保存期間が間違っているもの、保存期間がその他に記載されており保存期間が不明なもの等が見受けられた。第4条文書管理責任者及び第5条文書取扱責任者は、各課の公文書についての事務を徹底すること。また、歴史的公文書の認定に当たっては、認定基準に沿った運用を図るために研修等を充実すること。</p>	<p>起案用紙下側の保存期間等の記載を徹底するよう、総務課長会で依頼し各部内への周知を行った。</p> <p>歴史的公文書の取り扱いについては、定期的に庁内メールで情報提供を行うとともに、公文書管理および歴史的公文書保存に関する説明会を開催し、歴史的公文書の選定・収集の基本的な考え方や歴史的公文書として保存する際の取り扱い手順などを説明し、歴史的公文書に対する職員の意識向上を図った。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	<p>【予定価格の作成について】</p> <p>前年度の監査において指摘した「予定価格の適正な運用」について講じた措置では、平成29年3月23日に全庁への周知を行っていたが、見積合わせによる随意契約において「特定の価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であるため。」という予定価格を定めない理由を記載することで、設定の省略をしている起案が多数見受けられた。これは最も有利な契約をするための基準である予定価格が設定されていないこととなる。前年度からの指摘に引き続き、契約事務研修の実施及び財務会計事務等の手引きの早期修正・充実を図ること。</p>	<p>予定価格の作成については、平成29年3月23日付の全庁への通知の後、平成30年3月22日付の全庁への通知において再度周知を行った。また、平成30年4月改訂の財務会計事務等の手引きで予定価格について加筆を行い、平成30年3月16日に財務会計事務の経験の浅い職員を対象に財務会計事務基礎研修会を実施し、手引きに基づき説明・周知を行った。</p>
指摘	各課 共通	<p>【契約事務の適正化について】</p> <p>平成28年4月1日に施行された丸亀市公共調達基本条例では、公共調達の適正化及び質の向上を図り、地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条第3項では、「市は公共調達の実施に当たり、公正で透明な入札を実施するとともに、積極的な情報公開に努めなければならない。」としている。しかしながら、担当課で行う入札については、入札書の取り扱いに関して一部不適切な事務処理が多く見受けられた。</li> <li>・第4条第4項では、「市は、公共調達の実施に当たり、競争性を確保した上で、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者による受注の機会の増大に努めなければならない。」としている。しかしながら、指名競争入札における業者選定ではこれまでの慣例により選定しているものが一部見受けられた。</li> </ul> <p>本条例及び基本方針に基づき、契約事務における指導を徹底すること。</p>	<p>入札書の取り扱いについては、平成30年3月22日付けで全庁へ通知するとともに、平成30年3月16日の財務会計事務基礎研修会や平成30年3月28日の建設行政連絡協議会において再度事務手続きの確認や周知を行った。</p> <p>業者選定については、契約内容によっては実施可能な業者が限定的である場合など、選定にあたって制約があるケースもあるが、基本的に公共調達基本条例等に基づいた業者選定に努め、単純に慣例化することのないよう庁内LANで注意喚起を行うほか、施行伺いなどの機会を捉えた個別の指導を続けていく。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	<p>【出納員等による出納事務について】</p> <p>次の事項のとおり、不適切な事務処理が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子の販売に際して領収書を発行していないもの、また、領収書は発行しているが、記載内容（日付や宛名）に不備があるものが見受けられた。</li> <li>・分任出納員が取り扱った収納金を指定金融機関が領収するまでに6日間経過しているものが見受けられた。</li> <li>・分任出納員が取り扱った収納金を指定金融機関へ払い込む際の作成書類が、納付者用の様式（丸亀市会計規則第17条 様式第4号 納入通知書）になっており、課長に報告できていないものが見受けられた。</li> </ul> <p>庁内LANの掲示板においては、会計課より平成21年2月に「公金収納事務について」の周知がなされているが、様式等の例示により再度周知を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公金収納事務について、4月23日に各課に対しメールで周知した。（4月25日には庁内LANの掲示板にも掲載）</li> <li>・出納員、分任出納員の引継ぎの際の現金受入票の取扱いについて、3月29日に各課に対しメールにて周知、同日庁内LANの掲示板にも掲載した。</li> </ul>

市長公室 広聴広報課（市長公室 秘書広報課）

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>ふるさと納税管理システム導入及び保守業務委託の契約方法は、3者を比較した総合評価による随意契約としているが、丸亀市では総合評価による随意契約の規程はないため、プロポーザル方式による随意契約とするべきであった。プロポーザル方式での随意契約は、丸亀市プロポーザル方式取扱規程に沿った運用で、プロポーザル委員会による評価項目及び基準の決定や業者選定の経緯等が審議されることとなっている。プロポーザル方式による随意契約は、締結までの期間が長期に及ぶため、今回の契約は急を要する例外的な措置だったということであったが、透明性の確保等適正な契約事務を執行すること。</p>	<p>ふるさと納税業務は、返礼品の増加や見直し、ポータルサイトのリニューアル、広告媒体でのPR活動、また寄附金充当事業の追加などにより、丸亀市の魅力を全国に発信することに努め、また制度自体が国民に広く周知されたことにより、年々大きく増加傾向にある。そのため予算措置が非常に難しく、今回も平成29年度当初から寄附金の急激な増加により、システム導入は緊急を要し、やむを得なく正式なプロポーザル方式の手続きを踏まずに業者選定を行ったものである。選定内容はプロポーザル方式に準じたものではあるが、今後は契約の透明性を確保するため、全国のふるさと納税の動向をさらに見極め、計画性を持って事業に取り組み、契約事務についても適正に執行いたしたい。</p>

都市整備部 住宅課（総務部 公共施設管理課）

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	市営住宅揚水ポンプ保守点検業務委託と市営住宅防火設備保守点検業務委託は、3/24に指名通知の送付、3/27に現場説明、4/3に入札を行っている。地方公共団体の予算の執行に当たっては、地方自治法第208条第1項の規定により会計年度独立の原則が定められており、会計年度区分に従って行うこととされている。指名通知を送ることは予算の執行と捉えていることから、入札にかかる契約事務を当該年度開始前に行うことはできない。丸亀市契約規則に従った適正な契約事務を行うこと。	4月1日から（平成30年度は4月2日）業務が発生するやむを得ない場合のため、施行伺いで財務課へ合議し対応する。 また、この場合において、指名通知書に「本件入札は、平成30年4月2日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。」旨の記載をして対応。

健康福祉部 福祉課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市遺族連合会において、平成28年度の繰越金が387,022円であるにもかかわらず、平成29年度に268,000円の補助金を支出している。平成25年8月改訂の丸亀市補助金等見直し基準によると、「繰越金が補助額を超えている事業等については休止または減額するもの」と設定している。補助金が有効に活用されるよう、事業の目的や内容を精査したうえで補助額を調整し、適正化を図ること。	新年度の補助金申請の際に事業の目的や内容を十分に精査し、丸亀市の補助金が真に必要なと判断される事業に対して支出するよう事業の適正化を図っていく。

健康福祉部 保険課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	医療廃棄物収集運搬・処分業務委託の単価契約で、見積書と契約書の金額相違、契約日誤り、再委託に対する承諾書が作成されていないなど、不備な点が多く見られた。契約する際には、丸亀市契約規則に従って執行し、契約書類の内容を十分に確認すること。	契約書の訂正を行い、不備修正いたしました。 今後は契約書類の内容を十分に確認し、丸亀市契約規則に従って執行いたします。

生活環境部 市民課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	切手受払簿の前葉越高に訂正印が多く見られることから、月が替わった際に前月分の切手の残数について確認ができていない。切手は現金に類するものであるから、十分なチェックを行い管理すること。	切手の使用・管理について改めて職員に周知し、適切に管理するようにします。

生活環境部 環境安全課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第11条第2号によると、実績報告の際に「請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを市に提出するものとする。」とあるが、市が7月や8月に補助金を交付しているにもかかわらず、10月末になっても領収書が提出されていないといった事例があった。一連の事業が速やかに完了するよう、市が補助金を交付した後は、業者への支払を早急に行うよう指導すること。	実績報告書受領の際に、早急に業者への支払いを行うよう指導している。

都市整備部 都市計画課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	大手町二丁目地内光ケーブル等移設工事において、増額の変更契約があり、変更契約書の契約保証金については丸亀市契約規則第34条により増減しないとしている。しかし、増加額は、第34条ただし書き「増減額が契約金額の100分の10以内のときは、この限りではない。」には該当しないため、契約保証金をとるべきであった。丸亀市契約規則に従って執行すること。	「増減額が契約金額の100分の10を超える」場合の契約保証金の増減について、契約が履行されない恐れがない個別の状況が確認できる場合を除き、丸亀市契約規則第34条に従い、契約保証金の増減を図ることを課内で確認した。



区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市駐車場・自転車駐車場の管理運営に関する協定書の第8条第3項では、「平成29年度以降の管理料については、消費税及び地方消費税の税率は10%を適用している。」と記載されている。平成29年度の支出負担行為額は、消費税等を10%で適用しているが、現在の税率は8%である。債務負担行為をとって契約している場合は、毎年度、契約内容について確認をすること。	平成29年度以降の消費税及び地方消費税の税率については、平成31年9月末までは8%、平成31年10月以降は10%を適用とすることに改め、協定書の変更を行った。平成29年度の支出負担行為額についても、消費税及び地方消費税の税率を8%へ変更した額に改めた。 今後は、毎年度協定書の内容について確認することとしたい。

## 産業文化部 産業観光課（産業文化部 産業振興課）

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	首都圏・関西圏大学生インターンシップ事業業務委託の見積書の備考欄に受託者以外の社名が記載されている。契約書第3条には再委託等の禁止事項があることから、再委託がある場合は受託業者から承認願を提出してもらい、委託者である市が承諾の有無を決定し通知すること。	受託業者から承認願を提出してもらい、再委託を承諾した。

## 産業文化部 産業観光課（産業文化部 文化観光課）

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市観光案内所設置運営要綱第3条中、丸亀城内観光案内所の休業日は水曜日及び12月25日から翌年2月末日までとなっているが、観光案内所管理運営業務委託契約の仕様書によると無休となっている。同様に、丸亀市本島パークセンターの休業日も合っていない。要綱の内容を確認し、実態に即したものに変更すること。	城内観光案内所については、丸亀市観光案内所設置運営要綱第3条の改正を行い、休業日は設けないこととした。 また、本島パークセンターについては、要綱に仕様書を合わせ変更した。

産業文化部 産業観光課（産業文化部 文化観光課）

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により締結された随意契約は、丸亀市契約規則第27条第2項によれば随意契約結果書により公表することとなっているが、観光担当の契約全てにおいて公表ができていない。公表については、丸亀市契約規則に従って執行すること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により締結された随意契約を、丸亀市契約規則第27条第2項に基づき公表するよう改善した。

産業文化部 農林水産課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	前年度に指摘した丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の修正については、平成29年6月2日付29総行第236号にて通知があり、早急に修正する旨の回答を得ていたが、平成29年11月2日の定期監査において未だ修正ができていなかった。	修正しました。

教育委員会 図書館

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	綾歌図書館及び飯山図書館窓口等運營業務委託は、契約金額を四半期毎に支払いしているが、契約書第10条には特に記載されておらず、業務委託仕様書の「14. 支払方法」では毎月払いとなっている。契約書及び仕様書の作成に際しては、内容を十分に確認すること。また、契約保証金を丸亀市契約規則第32条第7号により免除としているが、丸亀市契約規則等に従って執行すること。	契約金額の支払いについて、業務委託仕様書に基づき毎月払いとする。 契約保証金については、当事業者は過去に同内容の契約実績があり、誠実に履行がなされており、当該契約を確実に履行するものと認められるため、丸亀市契約規則第32条第7号により免除としている。

## 2. 意見

総務部 財務課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	<p>【税外債権の管理について】</p> <p>丸亀市の税外債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権があり、平成23年10月に「丸亀市税外債権管理指針」、平成28年4月に「丸亀市の私債権の管理に関する条例」が施行されている。これらの債権は多くの課の担当者が従事している状況だが、各担当にとっては債権ごとに異なる時効期間や対応方法等で大変苦慮する業務となっており、債権管理が十分とは言えない状態である。これらの指針及び条例に沿った債権管理の適正化のために専門職員等による指導や研修等を行っていただきたい。</p>	<p>税外債権は公債権・私債権などの種別や適用となる法律によって時効期間や対応方法が異なるため、本市では、平成23年度に丸亀市税外債権管理指針を、また平成24年度に債権管理マニュアルを策定し、各課の債権の体系や事務処理手順を整理している。このほか「丸亀市の私債権の管理に関する条例」を平成28年度より施行し、強制執行などの措置や放棄についての取り扱いなどを定めている。</p> <p>各債権の抱える課題などについては、適宜ヒアリングを行い現状の把握や情報共有に努めているところであり、今後もヒアリングを通して個々の債権ごとに条例や指針等に沿った対応方法や事務処理手順などを再確認しながら適正管理に努めていくことを基本としたうえで、各債権に共通した課題や事務処理上の疑問点等があれば研修の実施等を検討してまいりたい。</p>
意見	各課 共通	<p>【預金通帳等の管理状況について】</p> <p>各課で保有する公会計及び私会計（財政援助団体等）の預金通帳等の保有調査、またそれらの保管場所と管理者の管理状況について監査を行った。</p> <p>管理状況については、預金通帳と印鑑の保管場所や管理者が同一であったり、不適切な場所で保管をしていたりするなど、監督責任の所在が曖昧なものが見受けられた。</p> <p>各課で保有している預金通帳等の管理については各課に任せられており、特に規程はないようだが、他市では準公金取扱規程の制定や、会計課等への届出を必須としている所もある。支出に際して監督ができていないか、出納簿等の定期的なチェックができていないかなど、保有状況の把握、事務の適正化及び危機管理体制についての規程等を検討していただきたい。</p>	<p>各課の預金通帳等の保有状況や事務処理上の問題点等を整理し、他団体の規程の状況等も参考にしながら検討に着手する。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	学校 共通	<p>【各小・中学校で取り扱う学校徴収金について】</p> <p>小・中学校の定期監査において、対象となる小・中学校が取り扱う学校徴収金の預金通帳等の保有調査、またそれらの保管場所と管理者の管理状況について監査を行った。</p> <p>管理状況については、一部の事務について預金通帳と印鑑の管理者が同一人であったり、学校によって出納書類の保存年限が異なっていたりした。</p> <p>預金通帳や利息及び現金等の取扱方法や出納書類の保存年限は、各学校で対応しているが、事故防止等の観点から統一した取扱方法が必要ではないか。支出に際して監督ができているか、現金預金と出納簿等の定期的なチェックができているかなど、事務の適正化及び危機管理体制についての規程等を検討していただきたい。</p>	<p>小・中学校の管理職に対して、校長会や教頭研修会などの機会に、学校徴収金の適切な取り扱いについて研修や指導を行っております。また、各学校では、事故防止に向けた研修として、全職員に対して職員会議等の機会にその内容を周知するようにしております。</p> <p>今後も、事故防止や危機管理体制についての研修を定期的に行いますとともに、全校で統一した取り扱いがなされるよう、指導を徹底してまいります。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>職員の人材育成のために県庁や県外研修で特別旅費や研修委託料を支出しているが、参加できる人数は限られている。新規採用職員も増えており、庁内で研修を行うことで参加できる対象や人数も増えるのではないかと。監査での指摘事項は、職員の法令や条例規則等の認識不足等によるものが多くなっているため、法令遵守等の資質向上を図っていただき、メンター制度の活用や人事交流等、個々の力を発揮され多様な視点から判断することのできる職員を育成していただきたい。</p>	<p>コンプライアンス研修など、本市職員が共通して学ぶべきテーマについては、庁内での研修を開催しております。庁内研修においては、ある程度の受講人数が見込めますが、業務に支障が出ないよう、各所属の事情に配慮する必要があり、平成29年度においては、新規採用職員研修や管理職研修、コンプライアンス研修など、全7回に延べ303人の職員が参加しました。</p> <p>今後とも、庁内・外の研修を有効に活用するとともに、人材育成基本方針に謳う「人事制度」、「人を育む組織づくり」とも連携して、効果的な人材の育成に努めていきます。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	SGオーシャンカップのイベントに関連してプロポーザル方式により契約をしているが、各委員の採点については合計点に乗率を1倍から2倍として計算されている。この方式によると、乗率2倍の委員が二人いれば必ずと評価が決まってしまうのではないか。イベントの評価が偏ってしまうことのないよう、公平公正な点数配分とする評価基準を検討していただきたい。	プロポーザル方式にかかる採点については、「丸亀市モーターボート競走事業宣伝関係業務委託等プロポーザル実施要領」を平成30年1月1日に改正し、各委員の評価点乗率を廃止し、公平公正な点数配分とする評価基準となるように改善をいたしました。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>政務活動費使途基準の運用指針については、前年度からの懸案事項となっているが、更なる適正な運用と使途の透明性の確保のため、議会への検討事項として提案いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書籍購入等の支出年度の所属基準等について</li> <li>・領収書のホームページ公開等について</li> </ul>	<p>○書籍購入等の支出年度の所属基準等について</p> <p>原則、4月1日から3月31日の活動に要した経費はこの期間に支払う。契約期間が年度をまたぐ場合や支払期限の関係で前払いをする場合など、所属年度が明確でなかったことについて、議会事務局で検討し、平成30年度分の政務活動費から下記を適用することにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月分が4月に請求があった場合：支払日が出納整理期間内であるので、該当年度（3月分の年度）に算入する。</li> <li>・次年度以降の前払いをする場合：該当年度（次年度分）に算入する。前払いを行った期間に議員でなくなったときは返還してもらう。</li> </ul> <p>○領収書のホームページ公開について</p> <p>平成29年度の議会改革特別委員会で領収書のホームページ公開について協議し、平成31年度から実施することに決定した。平成30年度分の領収書については、定期監査終了後、公開する。</p>